

一般社団法人彦根薬剤師会 分業支援分担金内規

- 1 圏域内医薬分業における保険薬局及び保険薬剤師の業務を確保するために保険薬局から分業支援金を徴収する。
 - (1) 医薬分業推進事業
 - (2) 保険薬局に関わる医薬品情報
 - (3) 処方せん応需の為の研修事業
 - (4) その他保険薬局に関わる必要な事業
- 2 1 保険薬局当たり年間 36,000 円を徴収する。
- 3 保険薬局開局の場合は 1 保険薬局に当たり 100,000 円を徴収する。

(内規の変更)

- 1 1 保険薬局当たり年間 24,000 円を徴収する。

(附則)

- 1 この内規の施行状況については、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 この内規は平成 31 年度から適用する。

一般社団法人彦根薬剤師会 分業協力金内規

- 1 圏域内医薬分業の面分業体制の確立と迅速な薬の提供に努めることを目的として、分業協力金を徴収する。
- 2 保険薬局の場合、分業協力金の金額は下記のとおりとする。
 - (1) 彦根市立病院・彦根中央病院・友仁山崎病院・豊郷病院(以下広域病院)の発行する処方せん受付回数 1 回当たり 40 円を徴収する。
なお、上記広域病院にかかる協力金については FAX 送信等にかかわらず全ての処方せん受付回数を対象とする。

(附則)

- 1 この内規の施行状況については、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 ただし、会員外が FAX コーナーを使用する場合は 1 枚 150 円とする
- 3 この内規は令和元年度から適用する